

特集：パレスチナ和平プロセスの争点『現代の中東』と中東和平プロセス 特集にあたって

著者	池田 明史
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	現代の中東
巻	48
ページ	2-9
発行年	2010-01
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005698

『現代の中東』と中東和平プロセス

- 特集にあたって -

池田明史

- I 第6号「中東における和平と民主化の可能性」と冷戦期の中東和平プロセス
- II 第12号特集「中東和平プロセス」と域内新秩序の模索
- III 第17号特集「中東和平をめぐる諸勢力」とエンドゲームの不在
- IV 空白期：和平プロセスの迷走と紆余曲折
- V 情勢の転換と今次特集の狙い

本誌『現代の中東』はこれまでに3度、中東和平関連の特集やワークショップ報告を組んでいる。第6号(1989年3月)^{注1}、第12号(1992年3月)^{注2}、第17号(1994年9月)^{注3}がそれで、今次特集は4度目の試みとなる。ここでは、過去3回の和平関連特集を振り返り、それぞれの時期において和平プロセスが意味したものが何であったのか、またそれらのワークショップや特集を組むことで何が企図され、どのような知見が模索されたのかについて考察し、しかる後に暫くの空白期間を経て「復活」した今号の特集の構成と狙いに言及することとしたい。

I 第6号「中東における和平と民主化の可能性」と冷戦期の中東和平プロセス

1989年3月刊行の第6号に掲載されたワークショップ「中東における和平と民主化の可能性」

の報告は、本誌においてまとめて和平問題を取り扱った試みの嚆矢となった。報告自体は3日間の国際会議の簡単な要約でしかないが、しかしそれは当時のアジア経済研究所中東研究の主要な関心のひとつを浮き彫りにするものであった。そこではイラン・イラク戦争の停戦やソ連のアフガニスタン撤兵といった冷戦最晩期の状況を背景として、パレスチナ問題解決への展望を当時中東地域に顕在化しつつあった政治参加拡大を目指す動きとの関連において分析し考察しようとする姿勢が明確に示されている。

冷戦期を通じて「中東和平プロセス」とは、パレスチナ問題の政治的決着をはかりつつ、いわゆるアラブ=イスラエル紛争の收拾を目指す政治的外交的試みを意味するものと理解されてきた。その際、パレスチナ問題が「すべての紛争の根源」にあるとするアラブ側の立場と、パレスチナ問題とアラブ=イスラエル紛争とを切り離して処理しようとするイスラエル側の立場とが常に衝突し、またパレスチナ問題の操作を通じてそれぞれの国益追求に躍起となるアラブ諸国と、これに対抗し逆にアラブ諸国を自らの解放闘争に巻き込もうとするパレスチナ解放機構(PLO)とがせめぎあって、それらの諸要因が東西両陣営の冷戦的対立構造の中で対抗と癒着の錯綜した発展関係を織り成してきたのであった。

国際社会が模索した和平は、具体的には第1次中東戦争後の国連総会決議194号(1949年)、第3次中東戦争後の国連安保理決議242号(1968年)と第4次中東戦争勃発時の同338号(1973年)等の諸決議に盛り込まれた、パレスチナ難民の処遇、イスラエルの占領地からの撤退とアラブ諸国によるイスラエルの国家的承認などを基本的な枠組みとして、当事者双方から譲歩を引き出そうとするものであった。冷戦構造の下では、西側へのエネルギー安定供給のためにアラブ産油諸国を傘下に収めつつ、他方でイスラエルとの戦略的同盟関係を維持する必要から、米国が主要な仲介者となった。ロジャース提案(1970年)やレーガン提案(1982年)など、多くの仲介努力がなされたが、いずれも既述のように複雑な対立構造の壁の前に不調に終わった。

唯一、1978年のキャンプデーヴィッド合意によるエジプト＝イスラエルの単独和平(1979年)を冷戦時代の中東和平プロセスの成功例に数えることもできるが、周知のとおりこれによってエジプトはアラブ世界から孤立し、国際社会が目指した「包括的和平」はむしろ遠のいた。エジプト＝イスラエル和平条約の締結は、エジプトを西側陣営に引き込んでつなぎ止めたという意味で冷戦ゲームにおける西側の東側に対する勝利として評価はできても、中東和平の観点からこれを成果として評価するには疑義なしとしない。

もとよりこの時代にあっては、合従や連衡を通じて一定のまとまりを演出しつつ(「アラブは一つ!」)いわば「数の論理」でイスラエルを孤立させようとするアラブ側と、各個撃破によるその包囲の切り崩しを基本戦略としたイスラエルとが、和平問題の各論ないし方法論において

も厳しく対立していた。すなわち、アラブ側は自らの数の優位が作動しやすい多国間の国際会議方式による和平プロセスの発動を迫ったのに対して、イスラエルは国境を接する個別の相手国(アラブ前線諸国：エジプト、ヨルダン、シリア、レバノン)との二国間交渉方式に固執したのであった。キャンプデーヴィッド合意からエジプト＝イスラエル和平に至る一連の経緯は、その意味ではイスラエルが自らの和平戦略に従ってエジプトをアラブ陣営から切り離し、各個撃破に成功した事例にほかならない。この成功を和平プロセスの原体験としたイスラエルは、残る前線諸国の「弱い環」と目されたレバノンの撃破へと転じ、これが1982年の第1次レバノン戦争の伏線となるのである^(注4)。しかし、その後レバノンはイスラエルにとってのベトナムと化し、同様に長期化したイラン・イラク戦争(1980～1988年)やインティファダ勃発(1987年)等による混乱と相俟って、冷戦期の和平プロセスは蹉跌を迎える。そのような閉塞状況において、なお和平への新たな胎動を見出そうとする試みが、『現代の中東』第6号に報告された国際ワークショップであった。

Ⅱ 第12号特集「中東和平プロセス」と域内新秩序の模索

イスラエルが追求していた二国間個別交渉方式は、しかし、冷戦構造の崩壊と1991年の湾岸戦争とによって根底的な見直しを迫られることとなった。何よりも、冷戦に勝ち残り、湾岸戦争を主導して「世界新秩序」の構築を目指す唯一の超大国米国が、国際会議方式による包括的中東和平の実現を求めてイスラエルへの圧力を

強めたからである。また、湾岸戦争では直接国境を接しないイラクからのミサイル攻撃に晒されたイスラエルにおいても、アラブ世界全体を含めた地域的な枠組みの中でこそ自国の安全が保障されるとの認識が強まった。さらに、インティファダが呼号した「ヨルダン川西岸・ガザにおける占領支配からの解放」や、1988年のパレスチナ民族評議会(PNC)による「独立宣言」の文言は、和平の一方の当事者であるパレスチナ人の立場が従来の「イスラエルの解体によるパレスチナ全土の解放」という原理原則論から「西岸・ガザを領土とするパレスチナ国家の独立と(イスラエルとの)二国家共存」という現実主義路線に移行したことを含意しており、パレスチナ問題を他のアラブ=イスラエル紛争と切り離すというイスラエル側の基本姿勢も、これに伴って相対化されることとなった。要するに、パレスチナ問題を他から切断し、アラブ陣営を各個に切り崩すという、イスラエル側のいわば「二重の切り離し」戦略はここにいったんは意味を失う結果となったのである。

これらの情勢変化の結果、1991年秋に実質的には米国が主催する形でマドリード和平会議が開催され、イスラエルと個別の隣接アラブ諸国それぞれとの間の二国間交渉と、地域諸国に主要な国際勢力を加えて軍備管理や難民問題など5つの地域的課題を討議する多国間協議との2つの枠組みを備えた和平プロセスが始動した。このような新しい展開を受けて組まれたのが1992年3月の本誌第12号の特集「中東和平プロセス」にほかならない。そこででの基本的な視座は、冷戦期において重層的・輻輳的に絡み合ってきた中東紛争のさまざまな抗争契機や対立軸が、冷戦構造の崩壊と湾岸戦争の顛末という

「二つの戦後」を媒介として、「国家」をキーワードとして収斂しつつあり、そこに問題解決の糸口を見い出せるのではないかというものであった。

この時期にあって和平プロセスは、旧来のユダヤ人vs.パレスチナ人、イスラエルvs.アラブ、あるいは西vs.東といった「二項対決」の図式から、域内主権国家を基本単位とした「多項競合」の構図への転換のための装置としての内容を持たされようとしていたかに思われる。当然ながらその際の中核的な問題は、基本単位である主権国家の確定と承認であり、その後の課題としてそれら諸国家間に一定の秩序が構築される筋道が提示される必要があった。先に述べた二国間交渉と多国間協議との2つの枠組みは、それぞれこうした要請に回答しようとするものであったと言えよう。とりわけ前者においては、イスラエルという既存国家が中東地域の秩序の中に安定的に位置づけられることと、未だ国家を成していないパレスチナが主権を獲得し、固有の国家として独立を達成することが最大の目標となる。国連総会・安保理の累次の諸決議を抛り所としてイスラエルの受容(「生存権の承認」とパレスチナの独立(脱占領・主権付与))を目指した従来の和平プロセスを継受しつつ、これら両国を含めた域内の諸国家が交渉を繰り返す、やがて政治的経済的に一体性を備えた中東「地域」の創出を目指すというのがこの時点での中東和平プロセスの意味する内実であった。

Ⅲ 第17号特集「中東和平をめぐる諸勢力」とエンドゲームの不在

しかし第12号特集の総論がすでに指摘してい

たように、『国家』をキーワードとして漸く可能になったマドリード会議以降の和平プロセスは、最初から『国家』を如何に乗り越えるかという逆説的課題を負わされて^{〔注5〕}いた。その後の展開は、それまで自明の前提とされていた国家にまつわるさまざまな理念の限界をわれわれに突き付けるものとなった。

マドリード和平会議開催当初イスラエルはパレスチナ解放機構(PLO)を交渉相手として認めず、これを唯一正統なパレスチナ代表としつつ「パレスチナ問題の解決が他のあらゆる問題に優先する」とするアラブ諸国との対立が顕在化して、マドリード・プロセスは程なく停滞した。しかしイスラエルにおける政権交代とオスロでの秘密交渉の結果、1993年秋、イスラエルとPLOは相互承認を行い、これに続いてガザ回廊などイスラエル占領地の一部でパレスチナ人の暫定的な自治を実現する旨の合意が交わされた。自治の漸進的拡充と自治地域の最終的な地位をめぐる交渉日程の設定とを内容とするこのオスロ合意以降、和平プロセスは息を吹き返し、1994年夏にはヨルダン＝イスラエル和平条約が締結されるなどの成果につながった。この時期に組まれたのが1994年9月の本誌第17号の特集「中東和平をめぐる諸勢力」である。

「国家」をキーワードとし、パレスチナ独立国家の樹立とイスラエル国家の地域的受容とによって域内秩序の再編と安定化を目指そうとしたマドリード以降の中東和平プロセスは、オスロ合意を経て暗黙裡にはいわゆる「二国家解決案」の構想をその核心部分に据えることとなった。もとよりそこでは、占領地の一部に創出されたパレスチナ暫定自治政府が最終的に主権を獲得することへの明示的な合意はなく、その恒

久的地位は自治の実績の上に重ねられる双方の交渉に委ねられていて、いわば着地点やその時期についての展望(エンドゲーム)が示されないまま交渉だけが続けられるという構造になっていた。さらに、暫定自治はその後オスロⅡ合意(1995年)やヘブロン合意(1997年)など個別の合意が積み重ねられたものの、それによって西岸地域の主要都市部へと対象領域が拡大するにつれて自治領域は寸断され、西岸の各都市が孤立するという状況を出来させることとなった。また、アドホック(単発的・断続的)に重ねられる自治に関する合意と、恒久的地位をめぐる交渉との間を架橋する仕組みを欠いていたため、いずれ自治地域への編入を期待していた占領地にユダヤ人入植地が増殖し拡大するという事態にもつながった。パレスチナ人側からすればこれは、恒久的地位交渉において確定されるべきパレスチナ「領土」が交渉開始以前に蚕食されることを意味し、恒久的地位交渉そのものの形骸化・空洞化を強く印象付けるものとなった。

こうした事態に閉塞感を強めたパレスチナ人側の憤懣はイスラエル社会に対する無差別の暴力行使(「テロ」となって噴出し、これが和平プロセスの進展によって(国家的安全はさておき)市民的安全への脅威はむしろ増大したというイスラエル側の懸念と警戒を拡幅していくのである。イスラエル側における極右イデオロギーの展開とその過激化は、1995年11月のイツハク・ラビン首相暗殺事件に例証されているが、そうした勢力が社会において一定の影響力を獲得し、一つの趨勢を創出していくにはそれなりの背景が存在する。パレスチナにおけるイスラーム「原理主義」運動ハマースの伸長も、イスラエルにおける極右勢力の台頭も、オスロ合意以

降の和平プロセスが依拠した暫定自治と恒久的地位との2つの交渉軸の跛行的展開に由来する憤懣の鬱積にそうした背景の一端を認めることができよう。和平プロセスの進展とともに双方の側に相手側の国家の樹立や承認を原理的に拒否しようとする強硬派の勢力が伸張しつつあることに着目し、1994年の段階でその後の展開を先取りするかのようにそれらの勢力の台頭の背景を実証的に分析して見せたところに、第17号の特集「中東和平をめぐる諸勢力」の手柄があったといえる。

IV 空白期：和平プロセスの迷走と紆余曲折

第17号以降は今号まで、『現代の中東』が中東和平プロセスをテーマとして特集を組むことはなかった。その理由は多岐にわたるが、少なくとも中東における和平問題の比重が相対化されたからなどという事情によるものでないことだけは自明であろう。この時期、「テロ」や入植地の拡大といった当事者双方の側からの実力行使によって和平プロセスの枠組みは激しく揺さぶられることとなったが、和平問題は常に中東情勢の核心部分に存在し続けたからである。

2000年夏のキャンプデーヴィッドⅡ交渉が決裂し、さらに同年秋以降パレスチナ側の武力抵抗(アルアクサ・インティファダ)の本格化によって、和平プロセスは蹉跎の局面を迎える。国際的にも、2001年の9.11テロ事件から「対テロ戦争」を唱道することとなった米国はイスラエルとの連携を強め、仲介者としての信認が損なわれる状況を招いた。この段階で米国は、イスラーム過激派の広がりの中に台頭した「国際テロ勢力」に直接自国が軍事的に脅かされるとい

う事態を経験し、和平プロセスによって構築されるべき中東の新秩序を米国本国の安全保障に直結させて構想し始めたからである。マドリード会議以降の和平プロセスが域内の主権国家の枠組みを保全し、これを単位とした域内秩序の再編を志向するものであったのに対して、9.11後の米国の関心は、主権国家の枠組みであるよりもその内実を問うものとなった。「悪の枢軸」あるいは「ならず者国家」といったレトリックを駆使して、国際秩序に対する「悪意」の明らかな体制は、主権尊重や内政不干涉といった伝統的な国際法上の原則によって保護されるべきではなく、そもそもそのような体制の存立を許すべきではないという主張が声高に叫ばれた。

2001年末からのアフガニスタンへの武力介入や2003年春からのイラク戦争は、したがって、既存体制への膺懲と米国が求める「民主的」体制の擁立とがワンセットになっていた。中東和平についても、それらの軍事作戦の「勝利」を背景に、2003年夏、米国はロシア、国連、欧州連合とともに国際仲介四者(カルテット)と称される調停枠組みを新たに構成して損なわれた信認を補強し、パレスチナ国家樹立までの「ロードマップ」を提示して当事者双方からの原則的な合意を取り付けた^(注6)。

ロードマップの内容自体は、暴力(「テロ」)の停止と入植活動の凍結から暫定的国境等の交渉へと進んで最後にパレスチナ国家の独立へと至る単線的な道筋を示したにすぎない。それでも、蹉跎したオスロ合意以降のプロセスと異なり、最初からパレスチナ国家樹立というエンドゲームを明示したところにその意義を見出すことができる。しかしながら、その初動段階で当事者それぞれに課された条件は、双方の強硬派に

よって無視され続け、ロードマップもまた暗礁に乗り上げた。パレスチナ側では、二国家解決案に基づく和平プロセス自体を否定するハマースが、和平を推進してきたPLO主流派ファタハと対立し、2006年初頭の総選挙において圧勝、単独で組閣したため、これを和平への逆行とみなすカルテットなど国際社会はパレスチナへの支援を停止した。イスラエル側では、アルアクサ・インティファダの勃発以降パレスチナ側との「交渉による和平」の放棄を求める世論の圧力が強まり、相手側の同意を前提としない一方的行動によって問題に対処しようとする政権の台頭を見た。2003年から順次着工された「分離壁」の建設^(注7)や、2005年夏のガザからの一方的撤退^(注8)などはその典型的事例である。かくして、国際社会支援下に当事者が直接和平交渉を行うという意味での中東和平プロセスは、ここに頓挫を余儀なくされたのであった。

V 情勢の転換と今次特集の狙い

こうした状況が再び転換するのは2006年夏、ハマースがガザを武力制圧し、パレスチナ内部の党派対立が地域的分裂を引き起こしたことによる。国際社会は、ガザに蟠踞するハマースを封じ込め、ヨルダン川西岸を掌握するファタハを取り込んで、和平プロセスの復活を目指した。2007年晩秋のアナポリス和平会議以降、ハマースを排除した格好で当事者間の直接交渉が再開されたものの、孤立したハマースはイスラエルへの武装闘争路線を鮮明にし、2008年末から2009年初にかけてこれへの「反撃」を唱えたイスラエルのガザ再侵攻(ガザ戦争)を招来した。この間、イスラエルにおいても国論のさらなる

右傾化が見られ、2009年春の総選挙の結果として成立した内閣は、同国史上最も戦闘的でタカ派色の濃い政権となった。パレスチナ側が分裂し、一方のハマースはイスラエルの生存権を認めようとせず、他方のファタハは自治政府の統制機能を事実上喪失して当事者能力を欠いている以上、イスラエルとしては交渉しようにも相手が存在しないというのが彼らの立場である。

2009年冒頭に発足した米国のオバマ政権は、イスラーム世界との宥和を掲げて中東和平プロセスを再始動させるべく活発な外交を展開した^(注9)が、イラクやアフガニスタンでの引き続き混乱、および核開発をめぐるイランとの軋轢といった中東国際政治の現実が提起する諸問題への対応に追われ、実効的な関与の継続が危ぶまれている。いったんはイスラエルの入植活動を掣肘する姿勢を示しておきながら、情勢が行き詰まればこれを翻す^(注10)といったちぐはぐな政策によって、現地の混乱にむしろ拍車をかける結果を招いているかに見えるのである。

本誌『現代の中東』でワークショップ報告を含めて4度目の中東和平特集となる第48号の特集「パレスチナ和平プロセスの争点」は、以上のような混沌とした状況の中にあって、和平プロセスの核心部分を成すパレスチナ和平交渉の主要な争点をいま一度問い直し、問題が奈辺にあるかを革めて整理しようとする試みにほかならない。その際、問題を状況として捉えるというよりは、構造的に検討してみるという視点から、いわゆる二国家解決案に関わる諸争点のうち最大の難問と考えられてきたエルサレム帰属問題とパレスチナ難民処遇問題とに関心を絞り、とりわけ第1次中東戦争以来一貫してパレスチナ問題の中核に据えられてきた後者につい

て幾つかの側面からこれを取り扱うことで、和平プロセスの現在を浮き彫りにしようとするものである。そうした本特集の編集企図が成功しているかどうかは読者諸賢の評価に俟つかないが、少なくともこの序論で考察してきた和平プロセスのめまぐるしい変遷の上に現出されたパレスチナ問題の錯綜した状況を、絞られた争点を軸にして立体的に把握しようと努めることには、それなりの意義が認められよう。

いずれにせよ、現行の和平プロセスが二国家解決構想を前提とする以上、オスロ合意当時恒久的地位交渉の議題として喧伝された諸争点のうち、主権、領土、入植地等の問題はいわば条件闘争の次元へと退行していると見なせる。パレスチナ主権国家の樹立がエンドゲームに織り込まれているのであるから主権付与は争点から抜け落ちたわけで、エルサレムの帰属以外の領土問題も、入植地撤去あるいは残存入植地の地位の問題も、もはや原理的次元での衝突ではなく、線引きや交渉技術、あるいは履行上の決意に関わる駆け引きの問題として立ち現れることになるからである。そこでの交渉や駆け引きがどれほど激しく、厳しいものであるにしても、その解決の困難は原理的な要因に由来するものではない。

これに対して、エルサレム問題と難民問題とは、当事者それぞれの民族的な自同性や中東紛争の戦争責任の問題等と密接に関連しており、原則論が衝突する場と化している。本特集の第1論文である立山の論考は、エルサレム問題を扱い、和平プロセスを通じて一定の参照枠を共有するところまで漕ぎ着けたものの、そうした交渉過程から切り離されて進行する現実における既成事実の積み重ねが、交渉それ自体の諸前

提を掘り崩してきたと指摘し、これを和平プロセス最大の構造的欠陥と指弾する。第2論文以下の3つの論考はいずれもパレスチナ難民問題を対象とし、小林が問題の大枠と和平交渉におけるその取扱いの変遷を、林がいわゆる帰還権をめぐる交渉史についてイスラエル側の議論を、江崎がヨルダンにおける難民処遇の実態をそれぞれ考察の対象としている。エルサレム問題にせよ、難民問題にせよ、当事者間に妥協や譲歩が困難な所以は、政治技術的に落としどころが探れないという以前に、これらの問題の背後に控える歴史認識や国民伝承といった双方の国民国家的統合に関わる原理的な次元での衝突であるがために、技術的な議論そのものを受け入れがたいとする心性が作動しているからにほかならない。

第5論文にあたる三上の論考は、マドリード会議以降、とりわけオスロ合意からこのかた、それまでの「目立たぬ」ことをよしとする消極路線(low-profile policy)をかなぐり捨てて、積極的に和平プロセスに関わるようになったわが国の政策と役割とを跡付け、分析を試みている。現在の混沌とした状況においてなお、日本に期待されるものとその制約とが論じられる。最後の中島による論考は、和平プロセスを主題とした邦文文献について、書誌学的整理を行ったものである。こうした文献整理は、すでに立山が1990年代半ばに試みている(注11)が、中島はそれ以降の出版にかかる単行本を対象として明快な類別を示している。

第6号の報告に見られるような和平への新たな胎動に始まり、第12号特集で描き出されたように域内諸国家間の安定的な秩序の構築を目指

して船出した現行の中東和平プロセスは、やがて9.11事件やその後の対テロ戦争の流れの中で、「ならず者国家」や「破綻国家」の出現を阻止し、あるいはそれらの行動を掣肘する役割をも期待されるに至った。しかしそれは、第17号特集が対象とした当事者双方の「異議申し立て」勢力のその後の急速な台頭などさまざまな障害や攪乱要因によって失速を余儀なくされ、蹉跎の局面を迎えている。現行プロセスが前提としている二国家解決案は、占領する側(イスラエル)と占領される側(パレスチナ)という非対称の当事者を等格の交渉相手として同じ土俵の上に上げながら、仲介に当たる国際社会が両者の力関係の補正を十分に果たせていないところに深刻な脆弱性を抱えているように思われる。和平プロセスの立て直しには、こうした脆弱性の克服こそが国際社会に課せられた最大の課題であることを指摘して、本誌第48号特集の序論の結語としたい。

〔追記〕今次特集の諸論考は、2007年度・2008年度のサントリー文化財団研究助成(研究代表者：立山良司)の成果の一部である。

(注1)『現代の中東』第6号 25-34。構成は、ワークショップ報告「中東における和平と民主化の可能性」(報告者：宮治一雄，間寧，池田明史，清水学)と「政治参加と中東安定化の展望 カイロ集会報告」とから成っている。

(注2)『現代の中東』第12号 2-67。特集《中東和平プロセス》として、「中東紛争史におけるマドリード会議の位相 特集にあたって：イスラエル和平派の立場から」(池田明史)、「イスラエル・シリア関係と中東和平プロセス」(モシェ・マオズ)、「イスラ

エル・パレスチナ人交渉と中東和平プロセス」(エディ・カウフマン)、「ユダヤ系市民『出ソビエト』の史的展開と今日的意義に関する考察」(高坂誠)の各論考により構成された。

(注3)『現代の中東』第17号 2-61。特集《中東和平をめぐる諸勢力》は、「現代パレスチナにおけるイスラーム運動」(小杉泰)、「イスラエル社会における右翼勢力 バト・ヤム市民に見るリクード惨敗の実態」(臼杵陽)、「1992年イスラエル総選挙 サイは投げられていたのか」(立山良司)の3論考から成っている。

(注4)第1次レバノン戦争はイスラエル北部に対するPLOの軍事的脅威を排除するという名目で発動された「ガリリー平和作戦」に端を発するが、その背後にエジプト=イスラエル=レバノン枢軸の構築を目指したシャロン国防相(当時)らの「大戦略」が介在していたことは夙に知られている。

(注5)『現代の中東』第12号 17。

(注6)ロードマップの構想は2003年4月に仲介四者より当事者双方に提示され、それぞれから受け入れの意向が示されたのち、6月にアカバで首脳会議が開催されて公式にキックオフされた。

(注7)2001年夏にイスラエル閣議で試行計画が承認され、2002年夏に着工、2003年に総延長700キロメートル規模の本格的計画・建設が開始された。

(注8)2004年2月にガザ地区からのイスラエル入植地および駐屯軍部隊の一方的撤退計画が公表され、2005年8月から9月にかけて実行された。

(注9)2009年6月のカイロ演説などに顕著に示されたオバマ政権の「新しいアプローチ」に対しては、とりわけイスラエルのタカ派政権との関係をめぐって(圧力強化の)期待・懸念が寄せられた。

(注10)2009年10月、クリントン米国務長官は、それまで掲げていた「ユダヤ人入植地建設・拡大活動の全面停止」方針を後退させ、ネタニヤフ内閣の「部分的・暫定的停止」の方針を受け入れる姿勢に転じた。

(注11)『アジア経済』第36巻第6・7合併号、日本における発展途上地域研究 1986～1994年 地域編所収、「イスラエル・パレスチナ」(立山良司)、1995年7月。

(いけだ あきふみ / 東洋英和女学院大学教授)